



お知らせ版

発行／京丹波町 〒622-0292京都府船井郡京丹波町蒲生ハツ谷62番地6 ホームページ <http://www.town.kyotamba.kyoto.jp>
編集／企画政策課 電話0771-82-0200(代表)・82-3801(直通) Eメール kikaku30@town.kyotamba.kyoto.jp

税・案内



今月の町税などの納期

4月30日(水)納期限

軽自動車税(全期分) 【問】税務課82-3802
国民健康保険税(第1期) 【問】税務課82-3802
水道使用料(4月分) 【問】水道課83-9105
下水道使用料(4月分) 【問】水道課83-9105
CATV利用料<インターネット含む>(3月分)
【問】京丹波町情報センター88-5000

納税は納期限までに済ませましょう。納期限を過ぎると、督促手数料および延滞金が増加されます。なお、未納の税で納期限から一定期間経過したものについては、広域連合「京都地方税機構」において徴収業務を行います。

夜間窓口開設について 午後5時15分～8時
税などの納付が夜間でも行えるように、次のとおり夜間窓口を開設しています。

税務課 4月30日(水) / 5月30日(金)
瑞穂支所 4月24日(木) / 5月29日(木)
和知支所 4月25日(金) / 5月25日(金)

【問】税務課 電話82-3802

平成26年度中に70歳になられる方へ 老人医療臨時特例助成事業を実施します

現行の老人医療制度と同じ要件に該当し、平成26年度中に新たに70歳になる方を対象として、医療費の窓口負担を1割(現役並み所得者は3割)に軽減する臨時特例助成事業を実施します。

◆対象者

昭和19年4月2日から昭和20年3月1日までの間に生まれた方で、次のいずれかに該当する方

(1) 下記のいずれかに該当し、本人、配偶者、扶養義務者の所得が老齢福祉年金の受給所得制限額以下の方

- ・一人暮らしの方
- ・老人世帯に属する方(世帯全員が60歳以上)

(2) 所得税非課税世帯に属する方

*本人、配偶者、扶養義務者に所得税が課せられていない世帯

◆助成対象

70歳の誕生月の翌月(1日が誕生日の方は誕生月)から平成27年3月31日までの間に受けた医療費の一部

◆申請手続

新たに対象となられる方は、住民課へ申請書を提出してください。所得の申告がないと制度の適用を受けられませんので、所得がない場合も所得申告をしてください。

*現行の老人医療制度の受給者については、手続きが不要です。

【問】住民課 電話82-3803

京丹波町住宅改修補助金交付制度について

平成26年度から平成28年度までの3年間、住宅改修工事費用に対して補助金を交付する制度を実施します。詳細は下記のとおりです。(*新築工事は対象外)

【対象者】

町内に住所を有し、以下のすべてに該当する方

- ①町内に建築された住居の所有者又はこれに準ずる方
- ②町内に本社又は本店を有する事業者で、下記の補助対象工事を正業としている事業者に工事を依頼する方
- ③町税などの滞納のない世帯に属している方
- ④工事着工以前に補助金の交付決定を受けている方

【補助金額】

原則として、工事費の10%以内で、10万円を補助金限度額としますが、その年度の予算の範囲内で交付することを条件とします。

【対象工事】

- ①対象者が自ら居住する主たる住宅の改修工事で、次に掲げる工事。
 - ・耐久性向上改修工事
 - ・環境に配慮した改修工事
 - ・バリアフリー化改修工事
 - ②工事費10万円以上の工事。ただし、同一住宅での交付は2回まで。
 - *2回目の申請は、1回目の補助金確定から1年経過後から申請可
 - ③交付決定を受けた年度の3月1日までに完了する工事。
 - ④京丹波町太陽光発電システム設置費補助金(屋根工事は除く)などの交付を受けていない住宅。
- ※対象工事の詳細など、詳しくは下記までお問い合わせください。

【問】土木建築課 電話82-3806

東日本大震災で被害を受けられた方へ 国税の申告・納付などの期限延長措置が終了します

国税庁では、東日本大震災の発生に伴い、平成23年3月11日以後に到来する申告・納付などの期限を延長していましたが、平成26年1月31日付国税庁告示により、延長措置が終了することとなりました。

被災時の納税地が、福島県の田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村にあった方の、すべての国税の申告・納付などについては、平成27年3月31日(火)までに手続をお願いします。

*平成23年3月11日以後に期限が到来するすべての税目に係る申告・納付など手続が対象となります。例えば、申告所得税の場合、平成22年分以降の申告などが対象となります。(平成27年3月31日(火)においても申告などが困難な方については、更なる延長措置を受けることができますので、その場合には、所轄税務署又は最寄りの税務署までご連絡ください。また、申告は可能であっても、一時に納付することが困難な方については、申請により、最長で3年間、納税の猶予を受けることができます。)

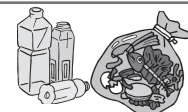
【問】税務課 電話82-3802

平成26年度 町・府民税の課税について

東日本大震災に伴う復旧・復興のための臨時的な税制上の措置として、平成26年度から平成35年度までの間、均等割の税率を道府県民税・市町村民税それぞれ年額500円引き上げることとされました。平成26年度から、前年の合計所得金額が一定の額を超える人に対して、府民税1,500円・町民税3,500円の年額計5,000円の均等割が課税されます。

【問】税務課 電話82-3802

混ぜればごみ 分ければ資源 資源を大切に ごみ収集のご案内



5月のごみ収集日 収集日当日(午前8時30分まで)に指定の集積場へ出してください。



	ビニール類		ペットボトル 紙パック 段ボール	せともの類 びん類 ガラス類 電池類	家電類 金属類	アルミ類	粗大ごみ	有害ごみ *電池除く
丹波地区1	12日(月)	26日(月)	21日(水)	13日(火)	—	—	—	—
丹波地区2	—	—	—	—	—	—	—	—
丹波地区3	13日(火)	27日(火)	28日(水)	14日(水)	—	—	—	—
丹波地区4	—	—	—	—	—	—	—	—
瑞穂地区1	12日(月)	26日(月)	21日(水)	9日(金)	—	—	—	—
瑞穂地区2	—	—	—	—	—	—	—	—
和知地区1	13日(火)	27日(火)	28日(水)	2日(金)	26日(月)	26日(月)	26日(月)	—
和知地区2	—	—	—	—	29日(木)	29日(木)	29日(木)	—

5月の可燃ごみ(生ごみ)収集日

1日(木)、5日(月・祝)、8日(木)、12日(月)、15日(木)、19日(月)、22日(木)、26日(月)、29日(木)
*平成26年度から、月・木曜日が祝日の場合も収集を行います。

グランベール京都ゴルフ倶楽部 「特別優待券」をお譲りします

JR西日本ゴルフ株式会社(第3セクター)が運営するグランベール京都ゴルフ倶楽部の特別優待券を、抽選により町民の皆さまにお譲りします。希望される方は次のとおりご応募ください。

- ◆申込資格 京丹波町在住でゴルフをされる方
- ◆申込方法 はがきに、住所・氏名・年齢を記載し、「グランベール特別優待券希望」と明記してください。

◆申込先
〒622-0292 (個別番号のため住所不要)
京丹波町企画政策課「特別優待券」係あて

◆申込期限 5月30日(金)必着

◆特別優待券の内容
【ウエストコース(セルフ)】

ウエストコース(セルフ)			
	4月・9月・12月・3/14~3/31	5月・6月・10月・11月	7月・8月・1月・2月・3/1~3/13
平日	8,900円	9,300円	8,500円
土休日	13,600円	13,900円	12,300円

【イーストコース(キャディ付)】

イーストコース(キャディ付)			
	4月・9月・12月・3/14~3/31	5月・6月・10月・11月	7月・8月・1月・2月・3/1~3/13
	12,740円	13,140円	12,340円
	16,840円	17,140円	15,540円

※優待券は平成27年3月31日まで有効。
※優待券1枚で4人まで利用可。
※1枚の優待券で平日、土日祝日を選択できます。

- ◆当選数 計20人 *応募多数の場合は抽選。
- ◆当選発表 優待券の発送をもって発表にかえます。

【問】企画政策課 電話82-3801

ご活用ください 京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金

地域の皆さんが取り組まれる「地域力再生活動」を支援するため、交付金の申請を受け付けます。

- ◆対象 地域住民が中心となった団体(ボランティアサークル、NPO法人、自治会など)
- ◆申請期限 6月2日(月)<当日消印有効>
- ◆申込方法 申請書に必要事項を記入の上、下記へ郵送または持参してください。

※交付額など、詳しくは募集要項をご覧ください。
※募集要項は、企画政策課、瑞穂支所、和知支所にあります。また、京都府ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/chiiikyoku/>)からもダウンロードできます。

【問い合わせ・申し込み先】

南丹広域振興局企画総務部企画振興室
〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1

電話0771-24-8430

FAX0771-24-4683

京丹波町企画政策課

〒622-0292(住所不要)

電話0771-82-3801

FAX0771-82-2500

舞鶴海上保安部・京都府水難救済会からのお願い 「海のもしものは118番」へ

暖かくなると、海や川へ釣りやボートで遊びに行く機会も増えてきます。自然に触れ、親しむことはとても楽しいものですが、その一方で水の事故も後を絶ちません。近年、京都府の海では、マリレジャー中の事故が多発しています。万が一の事故に備えて次のことに心がけてください。

- ・ライフジャケットの着用
 - ・防水パックに入れた携帯電話の携行
- また、事故が発生した時や事故を目撃したときは、迷わず・素早く「118番」へ。

【問】舞鶴海上保安部 電話0773-76-4120

平成26年4月13日から 京都府迷惑防止条例が改正されました

盗撮行為の規制強化を目的に、京都府迷惑防止条例を一部改正しました。改正内容は、次のとおりです。

- ◆「公衆の目に触れるような場所」における下着などを盗撮する行為の規制を追加
「公共の場所、公共の乗り物」に加え、学校の教室、職場などの「公衆の目に触れるような場所」においても下着などの盗撮行為を規制
- ◆「通常着衣を着けていない公衆浴場」などにおける他人の姿態に対する盗撮行為の禁止
公衆浴場のほか、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室など、通常着衣をつけていないような場所における裸などの盗撮行為を規制
- ◆盗撮行為の罰則強化
盗撮行為の罰則を「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」から「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に強化

【盗撮から身を守るために】

- ・エスカレーターや階段を上るときはスカートを押さえるなど後ろに注意しましょう。
- ・買い物中や立ち読み中も要注意です。時々後ろを振り返りましょう。
- ・自分の周囲に不振な動きをする人がいないか。時々周囲を見回しましょう。
- ・盗撮に気づいたときはすぐに周りに知らせ、110番通報してください。

【問】京都府南丹警察署生活安全課
電話0771-62-0110



町立医療施設の診療体制



都合により医師や診療内容を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

【国保京丹波町病院】 電話86-0220

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
内科1診	細見泰生	岡嶋 亮	妹尾高宏	藤井 涉	藤井 涉	仲村司(第1・3週) 垣田秀治(第2・5週) 角谷慶人(第4週)
内科2診	垣田秀治	垣田秀治	細見泰生	横井大祐	角谷慶人	
内科予約診察(13:00-15:30)	角谷慶人	林 靖彦	林 靖彦	垣田 秀治	垣田 秀治	(休診)
外科	前田武昌	担当医	前田武昌	前田武昌	佐藤秀一郎	(休診)
整形外科	小藤和孝	(休診)	(休診)	(休診)	祐成 毅	(休診)
小児科	伊藤育世	茂原慶一	細井 創	松原大輔	中島久和	松原大輔(第1・3・5週) 鍋島加名栄(第2・4週)
皮膚科(毎月第2・4金曜日)	(休診)	(休診)	(休診)	(休診)	浅井 純(15:00-16:30)	(休診)
肛門外科(予約制)(毎月第3月曜日)	外科担当医師(13:00-15:30)	(休診)	(休診)	(休診)	(休診)	(休診)
精神神経科(物忘れ外来)(毎月第2火、土曜日)	(休診)	石川雅裕(13:30-15:00)	(休診)	(休診)	(休診)	石川雅裕

○京丹波町病院は、平成26年4月1日から土曜日の診療を毎週にし、内科、小児科の診療をしておりますのでお知らせします。

○診察受付時間は、午前8時30分~11時30分までです。

○診察時間は、午前9時からです。(内科予約診察、皮膚科、第2火曜日の精神神経科、肛門外科を除く)

○内科予約診察は、原則として診察時に次回予約となりますので、医師にご相談ください。

○皮膚科の受付時間は、第2・第4金曜日の午後1時~3時30分までです。必ず受付機をとおしてください。

○第2火曜日の精神神経科の受付時間は、午後1時~2時30分までです。必ず受付機をとおしてください。

○肛門外科診察は、原則として電話予約となります。

各医療施設の敷地内は全面禁煙となっています。
ご理解とご協力をお願いいたします。

【国保京丹波町病院質美診療所】 電話86-0586

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
医 師		仲村 司			佐藤秀一郎
診察時間	(休診)	13:30-16:00	(休診)	(休診)	13:30-16:00
受付時間		13:00-15:30			13:00-15:30

【国保京丹波町病院和知診療所】 電話84-1112

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
内科	仲村 司	樋口雄亮(第1・3・5週) 池田葵尚(第2・4週)	佐川里沙 9:30~	仲村 司	仲村 司
内科 14:00~16:30	土井たかし	(休診)	(休診)	(休診)	(休診)
外科	庄林 智	佐藤秀一郎	庄林 智	佐藤秀一郎	(休診)
整形外科 9:30~12:00	(休診)	(休診)	(休診)	(休診)	乾 堅太郎
夜間診察 17:30~19:00	(休診)	(休診)	(休診)	垣田秀治	(休診)

○診察受付時間は、午前8時30分~11時30分までです。(診察順番表は午前7時から記入できます)

○診察時間は、午前9時からです。(午後および夜間の診察時間は除く)

○水曜日の内科診察と金曜日の整形外科診察は9時30分からです。

○木曜日の夜間診察(内科)の受付時間は、午後5時~6時30分までです。

【国保京丹波町病院和知歯科診療所】 電話84-1154

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
歯科	舟木 健	担当医	三浦博人	担当医	舟木 健 三浦博人	担当医

○診察時間は、午前9時~正午、午後1時~4時30分までです。

○原則予約診察になりますので、事前に電話連絡をお願いします。

自動車税減免手続きのご案内

京都府では、心身に障害のある方が地域社会を構成する一員として、安心して日常生活を営み、社会に参加することができるように、平成26年4月1日現在で一定の要件に該当する方に自動車取得税・自動車税の減免を行っています。すでに減免を受けている方で継続減免のはがきを提出された方、本人運転で車の変更のない方は申請していただく必要はありません。詳細は、下記まで。

- ◆受付期間 6月2日(月)
- ◆受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- ◆受付場所 京都府南丹広域振興局税務室
(亀岡市荒塚町1丁目4-1)

----- 臨時受付窓口の開設 -----
日 時:5月16日(金)
午前9時～正午、午後1時～4時30分
場 所:京都府南丹広域振興局園部地域総務室
(園部総合庁舎・南丹市園部町小山東町藤ノ木21)

【問】 京都府南丹広域振興局税務室
電話0771-22-0330

平成26年度健診会場のご案内 【瑞穂地区】

基本健診とがん検診が同時に受けられる総合健診推進のため、瑞穂地区の健診会場を下記のとおり変更させていただきます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

なお、健診会場へは、送迎を予定していますのでご利用ください。健診は、6月、7月に実施します。各健診会場、日時については、後日お知らせします。

平成26年度健診会場(瑞穂地区)

山村開発センター、梅田振興センター、三ノ宮基幹集落センター、質美振興センター、質美下村公民館

*昨年実施しました井尻公民館、八田公民館、下大久保文化教育センター、東又公民館、鎌谷中公民館、栗野公民館、猪鼻公民館、行中農事集会所では、実施しません。

※丹波地区(6会場)、和知地区(5会場)は、変更ありません。

【問】 保健福祉課 電話86-1800

国民年金保険料収納業務の民間委託 (市場化テスト)を実施しています

日本年金機構は、国民年金保険料の納め忘れがある方に対する「電話や文書、戸別訪問による納付督促や保険料の収納業務、免除等申請の勧奨業務」について、民間委託を実施しています。

これは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づいて、従来官公庁が行ってきた事業に関して民間事業者の参入機会を助け、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、低コストでより良いサービスの提供を目指す「市場化テスト事業」として導入されたものです。委託している市場化テスト受託事業者は、次のとおりです。

受託事業者(平成26年3月1日現在)

- ・アイ・シー・アール バックスグループ シー・ヴィー・シー共同企業体
- ・(株)アイヴィジット
- ・(株)オリエントコーポレーション
- ・キャリアリンク(株)
- ・(株)バックスグループ
- ・日立トリンプウイン(株)

詳しくは、お近くの年金事務所国民年金課へお問い合わせください。市場化テスト事業者は、個人情報保護の管理を徹底していますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※受託事業者の担当地区など、詳細については、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)をご確認ください。

【問】 日本年金機構 京都西年金事務所
電話075-315-1829

年金機能強化法が施行されました

平成26年4月1日に施行された「年金機能強化法」により年金給付に関して、次のとおり改正されました。

- ◆子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます
これまで、夫が亡くなった場合に、子のある妻または子に遺族基礎年金が支給されていましたが、改正後は子のある夫にも支給されます。
- ◆未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されます
これまで、未支給年金(亡くなった方が受け取れるはずであった未払いの年金)を受け取れる遺族の範囲は、「配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹」でしたが、改正後は「上記以外の3親等内の親族」(甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など)まで拡大されます。

◆国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます

これまで、国民年金の任意加入被保険者(サラリーマンの妻や海外在住者などで本人の申出により加入をしていた方)が保険料を納付しなかった期間については未納期間とされ、年金を受け取るために必要な期間に算入されませんでした。改正後はこの未納期間が受給資格期間に参入されます。

◆繰下げ請求が遅れた場合でもさかのぼって年金を受け取れます

これまで、老齢年金の受給権を取得した日から5年を経過した日後に繰下げ請求があったときは請求の翌月から増額された年金が支給されていましたが、改正後は請求が遅れたときでも、5年を経過した日の属する月の翌月から増額された年金が支給されます。

◆障害年金の額改定請求が1年を待たずに請求できるようになります

これまで、障害基礎年金または障害厚生年金を受けている方の障害の程度が増進した場合、その前の障害状態の確認等から1年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求ができませんでしたが、改正後は省令に定められた障害の程度が増進したことが明らかである場合には1年を待たずに請求することができます。

◆さかのぼって障害者特例による支給を受けられるようになります

老齢厚生年金の受給者が障害の状態(障害厚生年金の1級から3級に該当する程度)にある場合に適用される特例制度が改正され、すでに障害年金を受けている方が請求した場合には、定額部分の年金を受け取れる時期が請求月の翌月ではなく、老齢厚生年金の受給権を取得したときまでさかのぼって支給されます。

◆年金受給者が所在不明となった場合に届出が必要で

年金の受給者が所在不明となって1カ月以上経過した場合、世帯員(住民票上の世帯が同一の方)はその旨を年金事務所へ届出していただくことになりました。(生存の事実確認ができない場合は、年金の支払いが一時止まります。)

【問】 日本年金機構 京都西年金事務所
電話075-315-1829

国民年金保険料の納付は 口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年度前納・2年度前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

【問】 日本年金機構 京都西年金事務所
電話075-315-1829

国民年金保険料 学生納付特例申請について

学生納付特例制度により、平成25年度に保険料納付を猶予されている方で、平成26年度も引き続き在学予定の方へ、3月下旬に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付しました。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、平成26年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

なお、平成26年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

【問】 日本年金機構 京都西年金事務所
電話075-315-1829

ご協力をお願いします 赤十字運動月間



日本赤十字社は一刻を争う災害や紛争における救護活動をはじめ、病気で苦しむ人のサポートなど、国内外で人道的支援活動を行っています。

東日本大震災では、直ちに医療救護班を派遣、被災者への救援物資の配布やこころのケアも行い、現在も学校・病院・福祉施設の再建などの復興支援を行っています。

これからの活動をいっそう推進していくためには多くの資金が必要です。5月1日より自治会・町内会を通じて活動資金の募集を行います。また、大口の寄付につきましても募集しておりますのでご協力よろしくお願いたします。

【活動資金に関するお問い合わせ】

日赤京都府支部京丹波町分区(町社会福祉協議会)
電話86-1440

【大口の寄付に関するお問い合わせ】

日赤京都府支部南丹地区(南丹保健所)
電話0771-62-0363

募 集



参加者募集します 手話教室入門講座

初めて手話を学ばれる方を対象に、手話を使ってあいさつや自己紹介程度の会話技術の習得を目指します。

◆日 時 5月10日～7月12日までの毎週土曜日
(全8回) 午前10時～午後3時

◆場 所 南丹市園部公民館 *一部変更あり

◆受講資格
本町に在住、在勤、通学の方(15歳以上)で、初めて手話を学ばれる方 *保育はありません。

◆受講料 無料(ただし、テキスト代3,240円)

◆申込方法 5月2日(金)までに下記へお申込みください。申込み多数の場合は、抽選のうえ決定します。

【問い合わせ・申込先】

保健福祉課 電話86-1800
ふない聴覚言語障害センター
電話0771-63-6448



試験



平成26年度 自衛官を募集します

募集種目	受付期限	1次試験期日	資格
幹部候補生	一般(大卒程度)	5月10日・11日 (11日は飛行要員のみ)	20歳以上26歳未満の者(22歳未満の者は大卒(見込)含)、修士課程修了者等(見込)は28歳未満 自衛官は28歳未満
	一般(院卒者)	4月25日	修士課程修了者等(見込)で20歳以上28歳未満の者
	歯科・薬剤科	5月10日	専門の大卒(見込)20歳以上30歳未満の者(薬剤は20歳以上26歳未満の者(薬学修士学位取得者は28歳未満))

<受付・問い合わせ先>

(1) 自衛隊京都地方協力本部
京都市中京区西ノ京笠殿町38
電話075-803-0820
URL <http://www.mod.go.jp/pco/kyoto/>
E-mail: recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp

(2) 亀岡募集案内所
亀岡市古世町西内坪34-26
電話0771-24-4170

※自衛隊各駐屯地・各基地などでも案内を行っています。

スポーツ・文化

伝統芸能常設館 定期公演のご案内

道の駅「和」道路情報センター「伝統芸能常設館」の定期公演、展示などについてご案内します。

定期公演・発表会

■4月19日(土) 開演:午後1時30分
【伝統芸能】和知人形浄瑠璃会
【文化サークル】柳姿会
なみすい・京丹波吹奏楽団

■5月24日(土) 開演:午後1時30分
【伝統芸能】和知人形浄瑠璃会
和知太鼓保存会
【文化サークル】レイナニフラワーズ
なみすい・京丹波吹奏楽団

展示コーナー

■4月 フォトクラブ夢限 写真展
■5月 林 正武 写真展



※都合により公演や展示内容などを変更する場合があります。予めご了承ください。

【問】道の駅「和」道路情報センター
電話84-1008

各種スポーツ・体験教室のご案内

丹波自然運動公園

イベント

【森のバザール】

◆期間 5月3日(土・祝)午前10時～午後4時
◆内容 緑豊かな空間の中で「おしゃれ」をキーワードに手づくり品などの展示・販売。ステージライブあり。

【丹波ちびっこまつり】

◆期間 5月5日(月・祝)午前10時～午後3時
◆内容 約1万匹の金魚つかみどりや楽しいステージコーナー、ロードトレインやクラフトコーナーなど、おもしろいこと盛りだくさん!

スポーツ事業

【4月、5月の太極拳教室】

◆日時 4月25日、5月9日、23日
午後2時～4時 *いずれも金曜日
◆内容 太極拳の基礎を学ぶ
◆対象 どなたでも
◆参加料 500円 *当日受付

【4月、5月のレディーススポーツデー】

◆日時 4月30日/5月7日、14日、21日、28日
*いずれも水曜日
午前9時30分～11時30分
◆内容 健康体操、軽スポーツ
◆対象 18歳以上の女性の方
◆参加料 300円 *当日受付

【4月・5月のエンジョイテニス】

◆日時 4月30日/5月7日、14日
午後1時30分～5時 *いずれも水曜日
◆対象 18歳以上の方
◆参加料 300円 *当日受付

【4月のエンジョイテニス(夜の部)】

◆日時 4月21日(月)午後6時～9時
◆場所 テニスコート *雨天時は体育館
◆対象 18歳以上の方
◆参加料 400円 *当日受付

【5月のスポーツデー】

◆日程 5月13日(火)
◆内容
午前9時～11時30分 スポーツを楽しむ日(300円)
午後1時30分～3時30分 障害者スポーツのつどい(無料)
午後6時～9時 スポーツを楽しむ日(400円)

【4月、5月のグラウンド・ゴルフのつどい】

◆日時 4月18日/5月2日(月例)、9日、16日、23日、30日 *いずれも金曜日
午前9時～11時45分
◆場所 球技場
◆内容 グラウンド・ゴルフを楽しむ
◆参加料 300円 *当日受付

【テニス教室(昼の部)】*定員50人

◆日時 5月21日～7月9日の毎週水曜日(全8回)
午後1時30分～3時30分
◆場所 テニスコート *雨天時体育館
◆対象 18歳以上の方(初心者および初級者)
◆参加料 5,000円
◆申込期間 4月21日(月)～5月21日(水)
※保育ルームあり(無料、要予約)

自然文化事業

【摘み菜教室】*定員50人

◆日時 5月8日(木)
午前10時～午後3時
◆内容 身近にある食べられる草花を摘み、料理方法を学び実際に調理し、おいしく楽しくいただく
◆対象 どなたでも
◆参加費 2,000円/◆申込期限 5月1日(木)

【ツリークライミング教室】*定員80人

◆日時 5月5日(月・祝)
午前10時～午後3時ごろ
◆内容 専用のロープを使って大きな木に登る
◆対象 小学生・中学生
◆参加費 1,000円
◆申込期限 5月5日(月・祝)

【問い合わせ・申込先】

はがき、FAX、メールで、住所、氏名、年齢、電話番号、教室名を記入の上、申し込みください。

丹波自然運動公園
〒622-0232京丹波町曾根
電話82-0560 FAX82-0480
E-mail:kouen@kyoto-tanbapark.or.jp

自然との共生を感じる森 わち山野草の森のご案内

5月

【催しのご案内】

◆春の山野草展 4月26日(土)～5月6日(火)
◆えびね展 4月29日(火)午後1時～
5月5日(月)午後2時まで
◆新緑の山野草展 5月15日(木)～18日(日)
◆セッコクと山野草展 5月22日(木)～26日(月)

【園内見ごろ情報】

エビネ(上旬)、フジ、キンポウゲ、ノアザミ、チョウジソウ、シャガ など

【山野草の紹介】



チョウジソウ

キョウチクトウ科
湿った草地に生える宿根草ですが、性質は強いです。草丈60cmほどに伸びた先端に青色の星形の花を咲かせます。

【施設の概要】

開園時間:午前9時～午後5時 *入園は午後4時まで
休園日:毎週火曜日
*5月6日は開園しますが、7日は休園
入場料:大人310円 子ども210円
*管理棟および温室は無料です。

※野外バーベキュー施設貸し出し、花苗・山野草苗の販売、寄せ植え・苔玉などの体験教室などできます。(体験教室は要予約)

【問】わち山野草の森事務局 電話84-2041

相談



弁護士による 多重債務法律相談

多重債務でお困りの方のために、弁護士による無料法律相談を開催します。

◆日時 5月13日、27日*いずれも火曜日
午後5時～6時30分 *1人45分以内
◆場所 南丹市園部公民館

※開催日の前日までに必ずご予約ください。

【問い合わせ・予約先】

京丹波町消費生活相談窓口(住民課内)
電話82-3803
京都府南丹広域振興局 商工労働観光室
電話0771-23-4438



各種相談会のご案内

京都府園部総合庁舎(南丹市園部町)で開かれている各種相談会についてご案内します。

【無料法律相談】(要予約)
5月19日(月)午後1時30分～4時30分

【問い合わせ・予約先】

京都府南丹広域振興局園部地域総務室
電話0771-62-0360

心配ごと相談 (法律・人権・行政など)

- ◆日時・場所 5月12日(月)町健康管理センター
5月26日(月)瑞穂保健福祉センター
※いずれも午後1時～3時
- ◆内容 心配ごと(人権・行政など)相談
※相談は無料です。
- 【問】 社会福祉協議会 丹波支所 電話82-0126
瑞穂支所 電話86-1440
和知支所 電話84-1833

総合相談センター「みちしるべ」 —京都司法書士会の法律相談

- ◆日時 5月10日、24日、31日*いずれも土曜日
午後1時～4時
- ◆場所 道の駅「丹波マーケス」コミュニティホール
- ◆内容 登記・法律・多重債務の相談(無料)
- 【問】 京都司法書士会総合相談センター
電話075-255-2566

消費生活専門相談員による 消費生活相談

消費生活に関する相談(商品の契約トラブル、クーリングオフの方法、販売業者とのトラブル、借金問題など)を消費生活専門相談員がお受けします。電話相談のほか、面談相談(要予約)もできます。

- ◆日時 5月1日、7日、8日、14日、15日、21日、
22日、28日、29日、(各水・木曜日)
午前9時30分～午後4時
- ◆相談窓口 役場住民課
- 【問い合わせ・電話相談窓口】
住民課 電話82-3803

身体障害者巡回更生相談

京都府家庭支援総合センターによる身体障害者巡回更生相談が、下記のとおり開催されます。身体障害者手帳の申請のための診断はできませんのでご注意ください。

- ◆日時 5月20日(火) 午後2時～3時30分
- ◆場所 南丹市園部公民館
- ◆内容 整形外科医療相談・補装具相談
- ◆申込期限 5月16日(金) *予約制
- 【問い合わせ・申込先】
保健福祉課 電話86-1800
丹波地域保健福祉室 電話82-1800
和知地域保健福祉室 電話84-0049

身近な身体障害者相談員にご相談ください

日頃の生活の中での悩みや相談などがある方は、次の相談員までご連絡ください。なお、巡回更生相談の申込みも受け付けます。

- 【相談員連絡先】
坂本 博 電話82-1026/若松孝子 電話82-1206
山下立男 電話86-1018/三好重則 電話86-0707
片山俊明 電話84-0852/谷口智美 電話84-0855

きこえと補聴器の相談会

- ◆開催日時/相談内容(いずれも午後1時～3時)
平成26年度(上半期)
4月23日(水)/聴力測定、きこえの相談
5月28日(水)/聴力測定、きこえの相談
6月25日(水)/補聴器相談(東神実業株式会社)
7月23日(水)/補聴器相談((株)キンキ補聴器センター)
8月27日(水)/聴力測定、きこえの相談
9月24日(水)/聴力測定、きこえの相談
- ◆場所 ふない聴覚言語障害センター
(南丹市園部公民館2階)
- ◆内容
きこえの相談:福祉機器、福祉制度などの相談
補聴器の相談:補聴器の調整、修理、電池交換、
購入、試聴などの相談
聴力測定:予備検査程度の簡単な聴力測定
- ◆対象
京丹波町、南丹市、近隣にお住まいの難聴者、
中途失聴者、ご家族など。また、障害者手帳はないが、聞こえにくい方や補聴器が必要な方。
- ◆相談料 無料(ただし、補聴器修理費用や電池代などは実費負担)
- ※事前の申込みは不要です。当日、会場までお越しください。先着順です。
※障害者手帳、補聴器をお持ちの方は持参ください。
※言語聴覚士による相談を希望の方は、下記まで。
- 【問】 ふない聴覚言語障害センター
電話・FAX 0771-63-6448

京都府家庭支援総合センター 視覚相談会

見えにくい方や見えない方、そしてご家族のための視覚相談会が開催されます。

- ◆日時 5月13日(火)
午前10時30分～午後3時30分
- ◆会場 瑞穂保健福祉センター
- ◆内容 ①個別相談(日常での困りごとなど)
②ロービジョン相談
(福祉機器の活用やアドバイスなど)
③こどもの相談
(視覚の発達や子育てなどのなやみ)
④福祉機器などの展示
(拡大読書器、ルーペ、便利グッズなど)
⑤体験コーナー(盲導犬、歩行訓練など)
- ※①②③は事前に予約をお願いします。
※相談は無料です。秘密は固く守られます。
- 【問】 保健福祉課 電話86-1800

どなたでも、どんなことでも こころの健康相談 要予約

眠れない、イライラしている、「うつ」かなと心配している、人間関係で悩んでいる、仕事がうまくいかないなど、どなたでも、どんなことでもお気軽にご相談ください。

- ◆日時 5月8日、22日(木)
午前9時30分～午後0時30分
- ◆場所 瑞穂保健福祉センター1階 相談室
- ◆相談員 もみじヶ丘病院 精神保健福祉士
- ※ 相談は無料で、秘密は厳守します。
- 【問い合わせ・予約先】
保健福祉課 電話86-1800

ひとりで悩まないで 女性のための相談



女性が元気でイキイキと毎日が過ごせるよう、女性の専門相談員による「女性のための相談」を毎月1回実施しています。
夫婦や親子・親戚・地域・職場などの人間関係、育児や教育、老後のこと、夫や恋人からの暴力・暴言、その他自分がしんどいと思っていることなど、ひとりで悩まないでお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

- ◆日時 5月16日(金)
午後1時30分～4時30分
- ※相談は事前予約が必要で、詳細は予約時にお伝えします。
- 【問い合わせ・予約先】
住民課 電話82-3803

子育て



子どもを預かり支援をする「預かり会員」 養成講習会の参加者募集

京丹波町社会福祉協議会では、子育て支援の取り組みであるファミリー・サポート・センター事業を実施しています。子育てを助けて欲しい「お願い会員(依頼会員)」の子どもを預かり支援をする「預かり会員(提供会員)」養成のための講習会を実施します。子どもたちを地域全体で育てましょう。

- ◆日時 6月5日(木)、6月10日(火)
いずれも午前9時～午後4時
*時間変更の可能性あり
- ◆場所 瑞穂保健福祉センター2階健康学習室
- ◆内容 ・子どもの安全と病気の世話
・救急救命講習(幼児・乳児用)
・子どもの人権
・子どもの社会性と遊びほか
- ◆対象 町内在住の18歳以上の健康な方
*託児ルームあり
- ◆申込方法 5月19日(月)までに電話で申し込みください。申込受付後、詳しい日程を送付します。

いざという時に備えて 「お願い会員」への登録を!

この事業は、保育所・幼稚園への送迎、兄弟姉妹の参観日や学校行事・冠婚葬祭・買い物等の外出時に子どもをお預かりするなど、子育て中のみなさんを幅広くサポートすることを目的としていますが、利用するには事前に登録いただく必要があります。利用された時には利用料をご負担いただきますが、登録によって入会金や会費が生じることはありませんので、いざという時に備え登録手続きを済ませておいてください。

- 登録条件…概ね生後3カ月～小学6年生までの子どもの保護者/町内在住・在勤の方

- 【問い合わせ・申込先】
社会福祉協議会本所 電話86-1440

広告

お知らせ版で会社・お店をPRしませんか 有料広告募集中

広告枠 縦5cm×横8cm
掲載料 1回あたり5,000円
※申し込みは随時受け付けています。希望月の前月10日までにお申し込みください。詳しくは下記まで。

- 【問】 企画政策課 電話82-3801

お知らせ版で会社・お店をPRしませんか 有料広告募集中

広告枠 縦5cm×横8cm
掲載料 1回あたり5,000円
※申し込みは随時受け付けています。希望月の前月10日までにお申し込みください。詳しくは下記まで。

- 【問】 企画政策課 電話82-3801

骨董品、美術品他 買取します

遺品整理などもお任せください!

ご自宅までお伺いします
気軽にご連絡ください!

無料出張OK

古物 はりた

京丹波町富田青木 11-1 (国道 27 号)
TEL 0771 (82) 3040

5月の健康カレンダー



【注】「〇〇〇セ」は「〇〇〇センター」の略

日(Sun)	月(Mon)	火(Tue)	水(Wed)	木(Thu)	金(Fri)	土(Sat)
				1	2	3
4	5	6	シルバー体操教室 13:30～町健康管理セ	こころの健康相談(要予約) 9:30～瑞穂保健福祉セ	9	10
11	12	3歳児健診 13:00～瑞穂保健福祉セ	14	15	16	17
18	19	2歳歯科教室 13:00～瑞穂保健福祉セ	20	21	22	23
			乳児相談 10:00～わちエンジェル シルバー体操教室 13:30～町健康管理セ	こころの健康相談(要予約) 9:30～瑞穂保健福祉セ もぐもぐ離乳食教室(要予約) 10:00～瑞穂保健福祉セ	24	25
25	26	27	28	29	30	31
		乳児後期健診 13:00～瑞穂保健福祉セ	ベビーマッサージ教室 10:00～瑞穂保健福祉セ プレママ・パパ交流会 10:30～瑞穂保健福祉セ			

京丹波町育英生の募集

勉学に対する意思の強固な学生・生徒であって、経済的理由により修学が困難な方を対象に、学資の支給など育英上必要な措置を行い、有能な人材を育成することを目的として、下記のとおり京丹波町育英生を募集します。

◆育英生の資格(すべてに該当する方)

- (1) 本町に住民登録を有する方(就学により、他の市町村に住民登録した者を含む)
- (2) 育英生の保護者が住民登録をし、申請日を基準として過去1年以上現住している方
- (3) 勉学に対する意志が強固である方
- (4) 学資の支出が困難と認められる方
- (5) 次に掲げる学校のひとつに在学している方
国公立高等学校、国公立大学、看護または保健師専門学校、農業または林業大学校、その他評議員会において準ずると認める学校

◆育英生の決定・支給額

町育英基金条例施行規則に基づき予算の範囲内において、育英資金評議員会で審査の上決定し、支給金額基準に基づき支給します。

◆必要書類・出願手続き

育英生願書(様式第1号)、住民票(育英生および保護者世帯分)、申請人などの課税証明および公共料金などの納付状況調査に係る委任状、在学証明書、学業成績証明書

◆受付場所 教育委員会学校教育課、各分室

◆受付期間 5月1日(木)～30日(金)

午前9時～午後5時

*土・日・祝日除く

◆その他

- ・一世帯の複数同時給付については、2人目以降は半額給付となります。
- ・昨年度に引き続き出願される場合も必要書類を提出してください。

【問】教育委員会学校教育課
電話84-0028

「虐待防止相談窓口」のお知らせ

- ◆全国共通ダイヤル 0570-064-000
*近くの児童相談所につながります。
- ◆相談窓口 子育て支援課 電話82-1394
保健福祉課 電話86-1800
京都府家庭支援総合センター
電話075-531-9900

母子家庭奨学金支給事業

京都府では、府内の母子家庭に対する福祉を増進するため、教育・療育に要する経費について、奨学金および高等学校入学支度金を支給しています。

この制度は、「母子及び寡婦福祉法」の規定による女子が、高校生以下の児童や生徒、乳幼児を扶養している場合に奨学金が支給されるもので、下記の基準額で支給されます。

- ◆対象 ●乳幼児 11,000円(1人あたり年額)
- 小学生 21,500円(1人あたり年額)
- 中学生 43,000円(1人あたり年額)
- 高校生 64,000円(1人あたり年額)

◆申込方法

母子家庭奨学金等支給申請書に必要事項を記入・押印し、保健福祉課または各地域保健福祉室へ提出してください。

*母子福祉推進員または民生児童委員の証明が必要です。

*高校生は、学校長の在学証明が必要です。

◆申込期限 1年間分支給は、6月2日(月)まで。

以後は、申請月の翌月分から月割り支給。
※府の実施する他の奨学金とは、同時に受給できない場合があります。

【問い合わせ・申請先】

保健福祉課 電話86-1800
丹波地域保健福祉室 電話82-1800
和知地域保健福祉室 電話84-0049



5月の発達支援事業



◆発達相談(予約制・無料)

すくすく相談(作業療法士)5月9日、23日(金)午後
たんぽぽ相談(臨床心理士)5月13日(火)午前
5月30日(金)午前・午後

※お子様のことで気になることなどがあれば、お気軽に子育て支援課までお問い合わせください。

【問】子育て支援課 電話82-1394

丹波 子育て支援センター

◆子育て支援センター開放日

毎週火・水・金曜日 午前9時30分～午後2時30分
場所:生涯学習センター2階
*育児相談は随時受け付けています。

◆園庭開放日

毎週土曜日 午前9時～正午

◆たんぽぽ広場(自然公園で遊ぼう)

5月13日(火) 午前10時～11時30分
場所:丹波自然公園 こどもの広場
持ち物:タオル、帽子、お茶
*雨天の場合はセンター開放

◆たんぽぽ広場(ママクッキング)

5月28日(水) 午前10時～11時30分
場所:中央公民館
持ち物:エプロン、三角巾、タオル、お茶、お箸
申込期限:5月21日(水)

【問】上豊田保育所

電話82-2056



瑞穂 子育て支援センター

◆あおぞら広場

毎週月・水・金曜日 午前9時～午後2時
場所:瑞穂子育て支援センタールーム
*育児相談は随時受け付けています。

◆園庭開放日

毎週土曜日 午前9時～正午

◆リトルほいくえん

(アレンジフラワーを作しましょう)
5月14日(水) 午前10時～午前11時30分
場所:瑞穂子育て支援センタールーム
持ち物:お茶、はさみ

◆リトルほいくえん(クッキング)

5月26日(月) 午前9時30分～11時30分
場所:瑞穂保健福祉センター
持ち物:エプロン、三角巾、お茶、お箸

【問】みずほ保育所 電話86-0574

和知 子育て支援センター

◆ちびっ子の集い

毎週月・火・木曜日 午前9時30分～午後2時30分
場所:わちエンジェルちびっこルーム
*育児相談は随時受け付けています。

◆園庭開放日

毎週水曜日 午前9時30分～午後2時30分

◆ちびっこ広場

(須知高校農場探索!)
5月上旬 午前10時～11時30分
場所:須知高校内
持ち物:お茶、タオル

◆ちびっこ広場(ガーデニングに挑戦!)

5月29日(木) 午前10時～11時30分
場所:わち山野草の森
持ち物:手袋、タオル、ナイロン袋

【問】わちエンジェル 電話84-1920

夜間、お子さんの急な病気に困ったら・・・ 「小児救急電話相談」のお知らせ

- ◆相談時間 午後7時～翌朝8時 *年中無休
(土曜日は午後3時～翌朝8時)
- ◆電話 #8000 (全国統一番号)

*回線は1本です。通話中のときはかけ直してください。
*PHSや公衆電話、またはつながりにくい場合は、電話075-661-5596にかけてください。